

重要な注意事項

【投資信託商品についてのご注意（リスク、費用）】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等（外貨建資産には為替変動もあります。）の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、投資信託は**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用 ……購入時手数料**上限3.85%（税込）**

……………換金（解約）手数料**上限1.10%（税込）**

……………信託財産留保額**上限0.50%**

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……………信託報酬**上限年2.255%（税込）**

◆その他費用……………監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、あらかじめその上限額、計算方法を具体的には記載することはできません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由によりあらかじめ具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等を必ず事前にご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

〔2021年12月31日現在〕

当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

作成基準日：2022年5月1日現在

お得に資産を育てるための

iDeCoの
はじめかた



 三井住友DSアセットマネジメント

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で三井住友DSアセットマネジメントが知り得る情報に基づくものであり、制定された制度の内容が変更になる、または廃止になる可能性等があります。制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

イデコ iDeCoとは?

将来に向けた資産づくりに ぴったりの私的年金制度です。

iDeCoとは、「個人型確定拠出年金」の愛称です。

ご自身で金額を決めて、所得控除などの税制優遇を受けながら、定期的に資金を積み立てていきます。

運用成果によっては積立元本よりも受取総額を増やすことが期待されます。

積み立てた資産は、原則60歳以降に受け取ることができます。

ご自身の将来のために今から始めませんか？

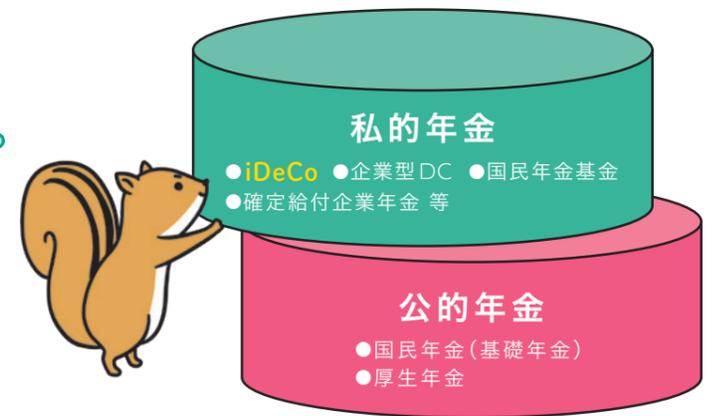
CONTENTS

iDeCoとは?	P1
メリットを知る	P3
商品について学ぶ	P7
受取り方を選ぶ	P9
はじめてみよう	P11
法改正を確認する	P12
つみたてNISAと比較	P13
Q&A	P14



「iDeCo(イデコ)」は 「私的年金」の1つです。

日本の年金には大きく分けて
「公的年金」と「私的年金」の2つがあります。
私的年金に加入することで将来受け取る
年金額を上乗せすることができます。



主な3つの特徴

Point 01

大きな
税制優遇



掛金の積立時、運用時、受取
時の3時点で税制優遇を受け
ることができます。

Point 02

選べる
運用商品



指定された金融商品(投資信託、
保険、定期預金)の中から
自由に選ぶことができます。

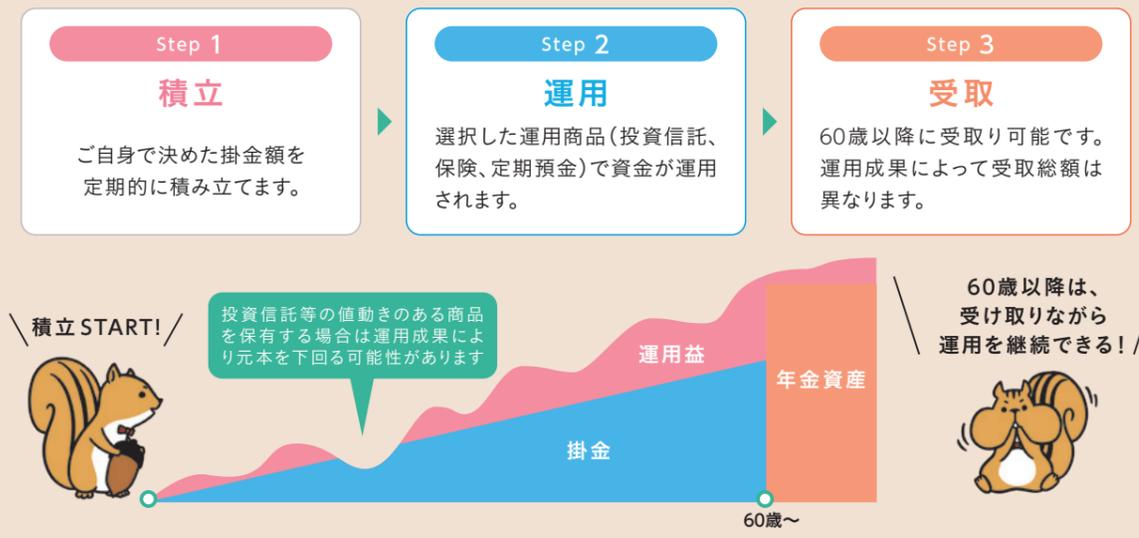
Point 03

60歳から
受取り



積み立てた資産は原則60歳
から受け取ることができます。
一括受取、分割受取、または
その両方を選択することがで
きます。

将来の資産を育てるiDeCoの3step



メリットを知る

税制優遇を受けながら資産を運用することができます。
運用成果によって受取総額を増やすことが期待されます。



“

3つの税制優遇 掛金の積立時、運用時、受取時に 受けられる税制優遇があります

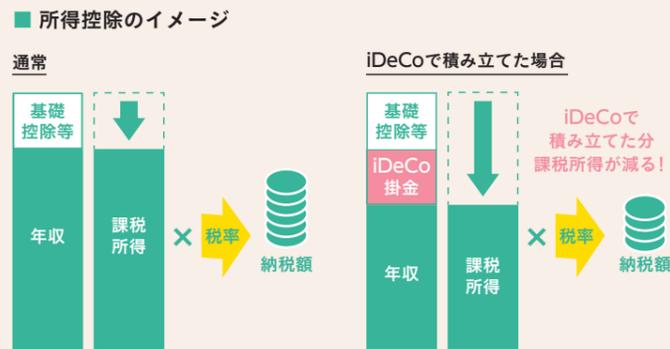
”

積立時

掛金が全額所得控除

iDeCoで積み立てた掛金は、全額が所得控除の対象になり、所得税・住民税が軽減されます。

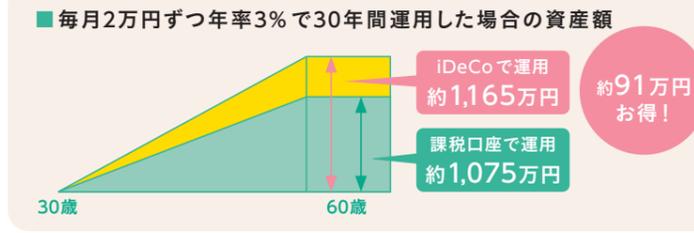
詳しくは、P5のシミュレーションをチェック!



運用時

運用益が非課税

通常、運用で得た利益には20.315%の税金がかかります。しかし、iDeCoの場合には、運用益が全額非課税になります。



※年一回の複利計算をしています。
※計算結果は小数点以下を四捨五入しています。

受取時

受取り方によって異なる非課税枠

原則60歳から受け取ることができます。積み立てた資産は一括受取、分割受取、またはその両方を選択することができます。

詳しくは、P10をチェック!



*公的年金等控除額は、年齢、年収によって異なります。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合の非課税枠です。

“

iDeCoの加入資格 職業により掛金限度額が異なります

”

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入対象者	自営業	会社員	公務員
	日本国内に居住している20歳以上65歳未満の自営業者、フリーランス、学生など※1 ※2	65歳未満の厚生年金の被保険者の方(サラリーマン、公務員)	20歳以上65歳未満の厚生年金に加入している方の被扶養配偶者の方※2
月々の掛金限度額	6万8,000円 (付加保険料や国民年金基金と合算)	企業年金がない場合 2万3,000円 企業年金がある場合 1万2,000円~2万円 (企業年金の実施状況による)	1万2,000円 2万3,000円
年間の掛金限度額	81万6,000円	企業年金がない場合 27万6,000円 企業年金がある場合 14万4,000円~24万円 (企業年金の実施状況による)	14万4,000円 27万6,000円

転職にも対応!
他の企業に転職、会社員から専業主婦(主夫)や自営業になった場合でも、運用を継続することができます。



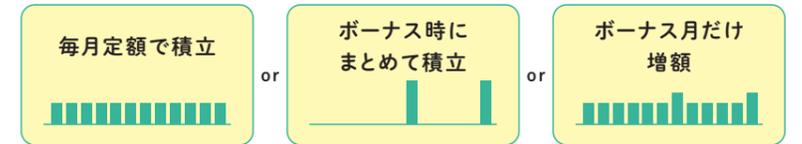
※1 国民年金の保険料納付を免除されている方(障害基礎年金を受給されている方を除く)、滞納者は加入できません。
※2 満60歳以降は、国民年金の任意加入被保険者が対象です。
※ 海外居住の方は、国民年金に任意加入していれば、iDeCoに加入可能です。

“

掛金の積立方法 積立回数も掛金額も自分で選べる

”

- 年1回以上、定期的に積立を行います
- 掛金は5,000円以上1,000円単位で設定できます
- 積立方法と金額は年1回変更可能です



CHECK!

企業型DC(企業型確定拠出年金)とは
企業が従業員を対象に実施する年金制度です。自動的に加入する場合と従業員自身が加入を選択できる場合があります。



	iDeCo(個人型確定拠出年金)	企業型DC(企業型確定拠出年金)
実施主体	国民年金基金連合会	勤め先の企業
加入対象者	20歳以上65歳未満で、原則として国民年金または厚生年金に加入している方	企業型DCを導入している企業の従業員
掛金負担	自己負担	勤務先が負担※1
運用商品	自分が契約した金融機関の商品ラインナップから選択	勤務先が契約した金融機関の商品ラインナップから選択
手数料	自己負担	勤務先が負担※2

※1 勤務先負担の掛金に従業員本人が上乗せして積立できるケースもあります。
※2 従業員本人が負担するケースもあります。

積立時の節税金額 シミュレーション

積立時の節税効果は、課税所得金額*によって異なります。
節税金額を確認してみましょう。

● 積立時の節税金額の計算

年間の掛金×税率(所得税+住民税)
(%)



課税所得金額	税率	
	所得税	住民税
195万円未満	5%	10%
195万円以上330万円未満	10%	
330万円以上695万円未満	20%	
695万円以上900万円未満	23%	
900万円以上1,800万円未満	33%	
1,800万円以上4,000万円未満	40%	
4,000万円以上	45%	

※復興特別所得税は考慮していません。

会社員Aさんの場合



- 年齢: 35歳
- 課税所得金額*: 300万円
- 年間掛金額: 24万円
- 節税効果(年間): 4万8,000円

課税所得金額300万円の場合の税率は20%(所得税率10%+住民税率10%)です。
年間24万円の積立を行った場合、年間4万8,000円の節税効果が得られます。

60歳までの25年間の節税効果

4万8,000円×25年
↓
120万円

自営業Bさんの場合



- 年齢: 45歳
- 課税所得金額*: 500万円
- 年間掛金額: 81万6,000円
- 節税効果(年間): 24万4,800円

課税所得金額500万円の場合の税率は30%(所得税率20%+住民税率10%)です。
年間81万6,000円の積立を行った場合、年間24万4,800円の節税効果が得られます。

60歳までの15年間の節税効果

24万4,800円×15年
↓
約367万円

※所得金額から各種所得控除額を差し引いた金額のことを「課税所得金額」と呼びます。

“

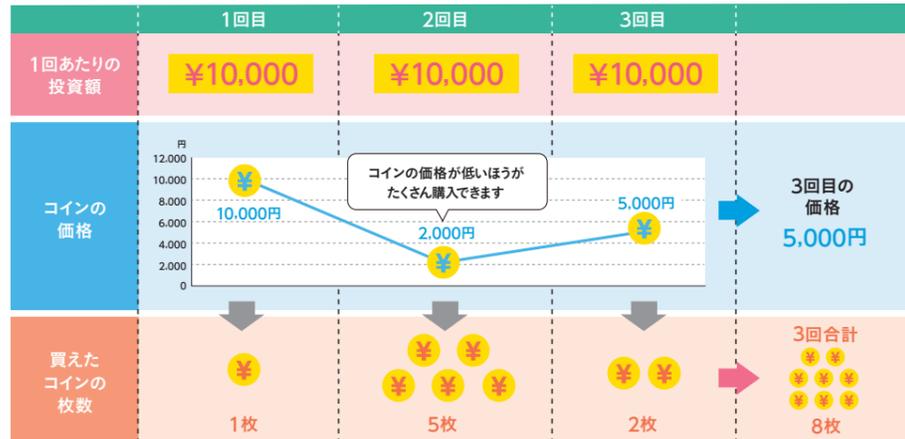
積立投資の効果

「積立投資」だから、資産の目減りを抑えられる”

iDeCoの運用商品で投資信託を選択すると、運用成果に応じて資産の価値が変動します。ですが、定期的に決まった金額を積み立てることで資産の目減りを抑えた安定的な運用が期待されます。

積立投資の効果をコインの例で確認してみましょう

たとえば 毎回1万円、コインに積立投資する場合



3回目の評価額

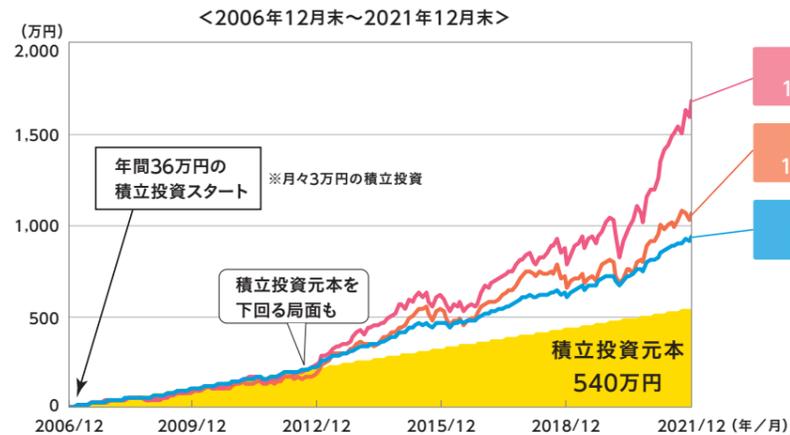
価格 5,000円 × 量 8枚(1+5+2) = 40,000円 **積み立てた3万円が4万円の価値に!**

もし、1回目に3万円投資していたら

価格 5,000円 × 量 3枚 = 15,000円 **3万円が半分の価格に……**

各資産に積立投資した場合のシミュレーションを確認してみましょう

たとえば 年間36万円(毎月3万円)の積立投資を15年間続けた場合



(注1) 世界分散は、国内債券25%、先進国債券(除く日本、為替ヘッジあり)25%、国内株式25%、海外株式25%、月次リバランスしたと仮定して算出。国内債券はNOMURA-BPI(総合)、先進国債券(除く日本、為替ヘッジあり)はFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジベース)、国内株式はTOPIX(東証株価指数、配当込み)、海外株式はMSCI コクサイインデックス(配当込み、円ベース)を使用。
(注2) 積立投資のシミュレーションは、2006年12月~2021年11月の各月末に3万円を投資したと仮定して算出。
(注3) 値動きによって、「積立投資」よりも「一括投資」の方が結果的に有利な場合もあります。
(注4) 運用成果が投資した元本を下回ってしまうケースもございますので、ご注意ください。
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友D5アセットマネジメント作成
※上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、お取扱いファンドの運用実績ではありません。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

商品について学ぶ

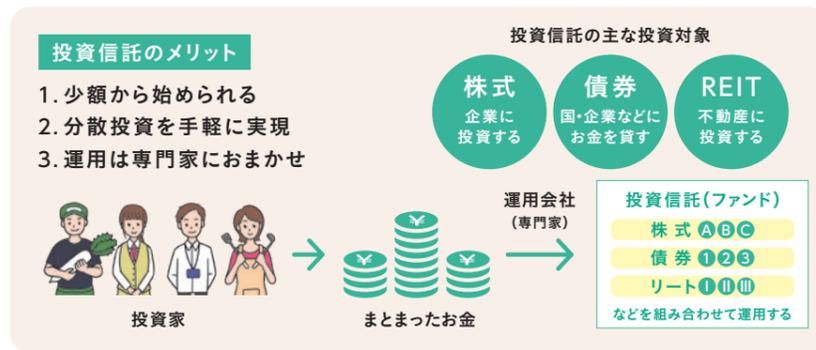
指定された金融商品の中から選ぶことができます。
 選択できる主な商品には、投資信託、保険、定期預金などがあります。



“

投資信託の魅力 資産の値上がりが期待される「投資信託」

投資信託とは、たくさんの投資家から集めた資金を大きくひとつにまとめて、運用の専門家が国内外の株式や債券、REITなどに投資する商品です。まとまった資金を運用することで、より多くの投資先に分散して投資することができるため、資産価値の下落リスクを軽減する効果が得られます。



投資信託の種類

● インデックスファンド

日経平均株価や東証株価指数(TOPIX)などの市場平均に、ファンドの運用成果が連動するような運用を目指すファンドのこと。アクティブファンドと比較して信託報酬が低めに設定されています。

● アクティブファンド

運用会社やファンドマネージャーが独自の見通しや投資判断に基づいて、市場平均以上の収益を目指すファンドのこと。市場動向に応じて組入銘柄の入替えを行うなど、きめ細やかな運用を行っています。

インデックスファンドとアクティブファンド

市場平均以上の収益を目指すのがアクティブファンド

日経平均株価などの市場平均(ベンチマーク) -----



市場平均に連動する成果を目指すのがインデックスファンド(パッシブファンド)

運用管理費用(信託報酬)とは

投資信託の調査、運用、管理、運用状況のレポートなど、運営全般にかかる費用です。

投資家のみなさんが直接支払うものではなく、運用している資産(信託財産)から日々間接的に支払われており、販売会社、運用会社、信託銀行などにそれぞれ配分されています。信託財産に対し年率何%、と投資信託ごとに決まっており、交付目録見書に記載されています。

投資信託のコスト

投資信託を運用する場合、運用管理費用(信託報酬)がかかります。商品選択の際には、商品内容と共にコストも確認しましょう。

“

自分に合わせたアロケーション 商品を組み合わせる自分だけの資産配分を決める

”

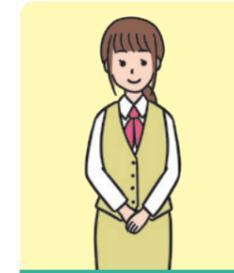
アロケーション

アセットアロケーションとは、運用する資産を国内外の株式や債券などどのような割合で投資するのかを決めることです。複数の投資信託を組み合わせることで資産状況、リスク許容度、運用の目的等に合わせた資産配分を行います。



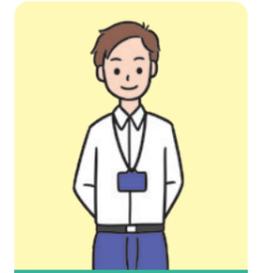
成長重視型

国内外の株式を中核とした資産配分を行い、積極的にリターンを追求する。



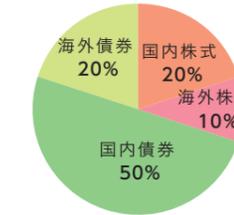
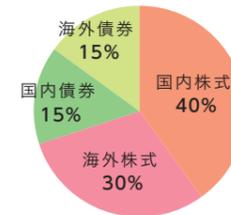
安定型

株式と比較して、リスクの低い債券比率を高めた資産配分を行い、安定的な資産の成長を目指す。



元本重視型

大きな資産の成長は見込めないが、積み立てた元本を確保することを重要視する。



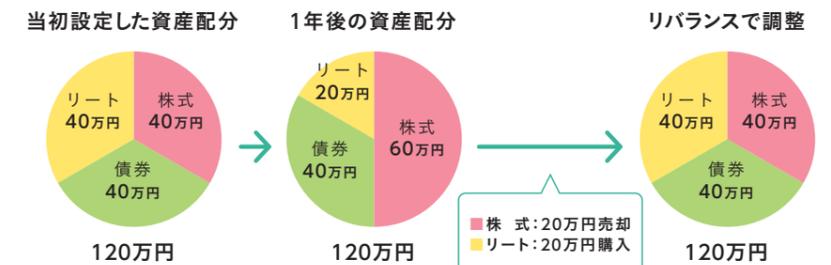
リバランス

当初に設定した「資産配分」が、資産の価値が変動したことによって大きく崩れてしまった場合に、当初の資産配分に戻すことです。



CHECK!

運用商品の選択時に、バランス型ファンドを選ぶことで、アロケーション、リバランスなどの手間を資産運用会社にお任せすることができます。



iDeCoとは? | メリットを知る | 商品について学ぶ | 受取り方を選ぶ | はじめてみよう | 法改正を確認する | つみたてNISAと比較 | Q&A

受取り方を選ぶ

60歳を迎えたら将来のキャッシュフローを整理して受取り方を考えましょう。



3つの受取り方法 老齢給付金について

老齢給付金の受取り方法は、次の3通りから選べます。

①
一括で受け取る
(一時金)

60歳から75歳になるまでの間に、一括で積み立てた資産を受け取れます。まとまった資金が必要な場合におすすめです。一時金として受け取る場合は退職所得控除の対象です。

②
定期的に受け取る
(年金)

5年～20年の間で期間を設定し、年金として定期的に受け取れます。月々の年金額に上乘せたい場合におすすめです。年金受取りの場合は公的年金等控除の対象です。

③
①と②を**組み合わせ**て
受け取る

運営管理機関によっては、一時金と年金を組み合わせる方法を選べる場合もあります。ご希望の場合は、加入前に確認してみましょう。

受取りに関する注意点

積み立てた資産を60歳から受け取るためには、iDeCoに加入していた期間等が10年以上必要です。10年に満たない場合は受取り開始年齢が繰り下げられます。

加入期間等に応じた受給開始可能年齢			
10年以上	▶ 60歳	4年以上 6年未満	▶ 63歳
8年以上 10年未満	▶ 61歳	2年以上 4年未満	▶ 64歳
6年以上 8年未満	▶ 62歳	1年以上 2年未満	▶ 65歳

老齢給付以外に、以下のような場合にも受取りが可能です。

障害給付金

加入者または加入者であった方が、傷病等によって高度障害の要件に該当することとなった場合、障害給付金の受給権者となり、60歳未満でも障害給付金の支給を請求することが可能です。受取方法は、障害年金として受け取るか、障害一時金として受け取るか、一部を障害一時金として受け取り、残りを障害年金として受け取るか(併給)のいずれかとなります。

死亡一時金

加入者または加入者であった方が亡くなられた場合には、ご遺族の方に死亡一時金が支給されます。支給には、ご遺族の方による裁定請求が必要です。加入者本人があらかじめ配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の中から死亡一時金の受取人を指定していた場合は、その方が受取人となります。

“ ” メリット・デメリット 受取り方の工夫

一括(一時金)受取り



会社員Aさん(60歳)
●勤続年数:30年
●退職金:1,000万円
●iDeCo資産:800万円

30年勤めた会社を60歳で退職し、iDeCoの資産(800万円)を一括で受け取る場合。

$$1,800万円(退職金+iDeCo資産)-1,500万円(退職所得控除額) \times \frac{1}{2} = \left[\begin{array}{l} 退職所得 \\ 150万円 \end{array} \right] \Rightarrow 150万円のみ所得税の課税対象。$$

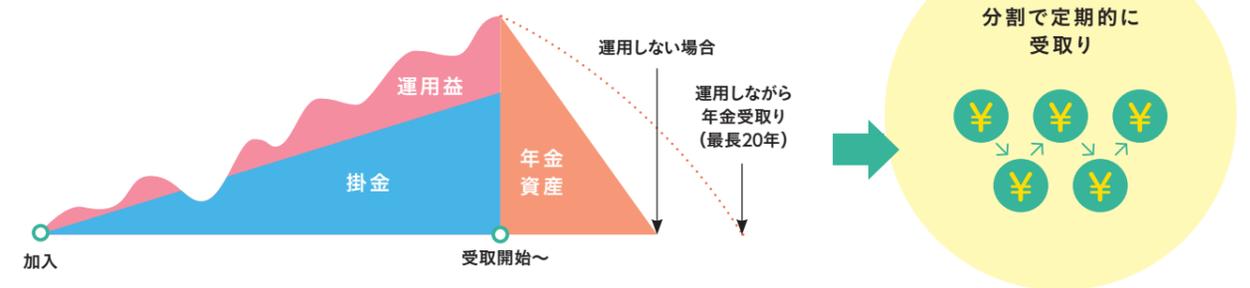
※退職所得控除額は、800万円+70万円×(勤続年数-20年)で算出。勤続年数によって計算方法は異なります。

メリット 一時金として受け取る際は「退職所得」と見なされ、所得税の課税対象となります。ただし、「退職所得控除」が適用されるため、**税負担が軽減**されます。

デメリット 受取資産が退職所得控除額を超える場合、**所得税の課税対象になります**。iDeCoとは別に勤務先から退職金を同時期に受け取る場合は、退職所得控除の額を超える可能性があります。

分割(年金)受取り

年金受取りを選択した場合、一定の利回りで運用を継続することでお金の寿命を延ばすことができます。その結果、一括で受け取るよりも合計の受取総額が大きくなることもあります。



会社員Bさん(65歳)
●公的年金受給額:年間168万円
●iDeCo受給額:年間40万円

65歳以降に公的年金の上乗せとして、iDeCoの資産を毎年40万円ずつ分割で受け取る場合。

$$208万円(公的年金+iDeCo年間受給額)-110万円(公的年金等控除額) \times \frac{1}{2} = 98万円 \Rightarrow 98万円のみ課税所得の対象。$$

※公的年金等控除額は、年齢、年収によって異なります。

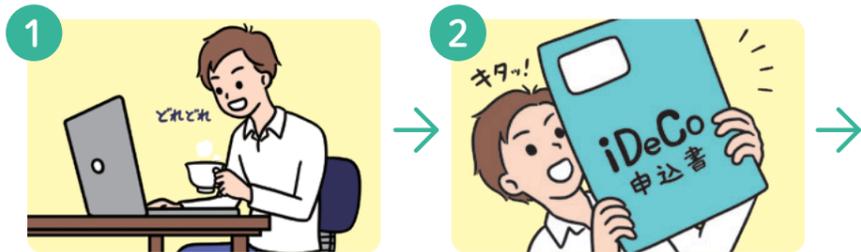
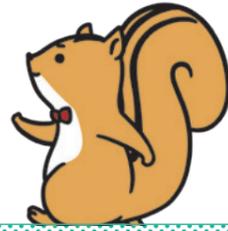
メリット 「公的年金等控除*」の対象になります。年金を受け取りながら運用を継続することもできるため、**資産寿命を延ばすことができます**(新規の積立はできません)。

デメリット 受取資産が公的年金等控除額を超える場合、**課税所得の対象になります**。公的年金等控除は、公的年金や企業年金からの収入も合算して適用されます。また、受取りを続けている間は運営管理費用などの手数料が発生します。

iDeCoとは? | メリットを知る | 商品について学ぶ | 受取り方を選ぶ | はじめてみよう | 法改正を確認する | つみたてNISAと比較 | Q&A

はじめてみよう

金融機関によって商品や手数料等が異なります。
まずは、しっかり情報収集を行ったうえで金融機関を決めましょう。



1 金融機関のWebサイトやコールセンターで情報収集

金融機関に問い合わせてみましょう。一部の金融機関では窓口相談もできます。

2 金融機関を選んで、申込用紙などを入手

「金融機関を選ぶポイント」を考慮しながら、自分に合った金融機関を選びましょう。



3 掛金額を決める

自分の掛金限度額を調べてみましょう。限度額の範囲内で、無理のない金額を設定しましょう。

4 運用商品を選ぶ

商品の特性やリスクを十分に理解したうえで、自分に合った運用商品を選びましょう。後から運用商品を変更することもできます。

5 積立てをスタート

申込み翌月もしくは翌々月の26日から積立てがスタートします。

CHECK!

各種手数料がかかります

国民年金基金連合会や運営管理機関、事務委託先金融機関に対し、口座開設手数料や口座管理手数料などの各種手数料がかかります。手数料は、毎月の掛金や年金資産から差し引かれます。加入時に支払う加入手数料や、運用時に支払う年間手数料は金融機関によって異なりますので注意が必要です。

金融機関を選ぶポイント

- 自分が購入したい商品があるか
- 加入時の費用と毎年かかる口座管理料はいくらか
- 商品(投資信託)の年間費用(信託報酬)はいくらか
- 加入時、困ったときに相談にのってもらえるか

加入申込みについて

iDeCoを取り扱っている金融機関で申込みをします。



*国民年金基金連合会とは、個人型確定拠出年金制度の実施主体として、年金規約の作成や加入者資格の確認などの業務を行う機関です。



法改正を確認する

長期化する高齢期の経済基盤を充実させるため、さまざまな制度改正が予定されています。内容を確認しておきましょう。

iDeCo(個人型DC)に関する主な改正点

	施行時期	改正前	改正後
国民年金の第2号被保険者(会社員、公務員)の個人型DC加入可能要件	2022年10月施行	企業型DCとiDeCoの同時加入には、企業型DC規約の定めが必要。	企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限引下げがなくともiDeCoとの同時加入が可能。 企業型DCにおいてマッチング拠出が可能な加入者は、「企業型DCへのマッチング拠出」もしくは「iDeCoへの拠出」を自ら選択することが可能になります。

※ DCの場合、公的年金のような受給開始の繰上げ、繰下げによる年金額の増額、減額はありません。

(注)上記の内容は、2020年5月29日に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を基に作成しています。





つみたてNISAと比較

長期の積立で資産づくりを行える制度には、つみたてNISAもあります。制度内容を比較して自分にぴったりの制度から始めましょう。

	iDeCo 個人型確定拠出年金	つみたてNISA 少額投資非課税制度
誰が利用できる？	原則として、国民年金や公的年金を納める、20歳以上65歳未満の国民	20歳以上の日本居住者 ^{※3} (非課税口座が開設される年の1月1日現在)
いくら利用できる？	自営業：81.6万円/年 会社員：14.4万円/年～27.6万円/年 ^{※1} 公務員：14.4万円/年 専業主婦・主夫：27.6万円/年 等	40万円/年 (累計800万円)
どのくらい利用できる？	65歳まで ^{※2}	最長20年間(投資期間は2042年まで)
積立時の節税効果	全額所得控除	特になし
運用時の節税効果	運用益非課税	運用益非課税
受取時の節税効果	退職所得控除または公的年金等控除の対象	特になし
対象商品は？	投資信託、保険、定期預金など	一定の要件を備えた投資信託・ETF ^{※4}
いつでも引き出しできる？	原則60歳まで払出し不可	引出し可能(非課税枠は費消します)

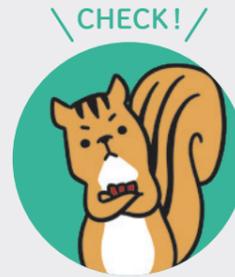
※1 企業年金等に加入していない方は年額27.6万円。企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに入っている方は年額24万円。企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに入っている方以外の方は年額14.4万円。
 ※2 掛金の拠出に係る年齢制限です。74歳11ヵ月までは運用の継続が可能です。
 ※3 2023年1月1日以降、成年年齢引下げにより、「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。
 ※4 金融庁が定めた基準を満たし、長期の積立・分散投資に適した商品として認められたもの。信託契約期間が無期限又は20年以上であること、分配頻度が毎月でないこと等の基準があります。

iDeCoは2022年10月に制度改正が予定されています。詳しくはP12をご確認ください。

節税メリットならiDeCo! ただし、自分にあった制度を選ぼう

税制メリットの観点から見ると、積立時の「全額所得控除」、受取時の「退職所得控除または公的年金等控除」を受けられるiDeCoがおすすめです。ただし、ご自身のライフプランニングによっては、必ずしもiDeCoが適しているとは限りません。他の制度も確認した上で、比較検討し使い分けや併用することが大切です。

どちらの制度も
節税効果があるんだね



Q&A

iDeCoに関するよくあるご質問をまとめました。

Q1

掛金はどのように支払うのですか？
積立を途中で中止することは
できますか？

A iDeCoの掛金の支払い方法は、銀行口座からの引落としとなります。国民年金の第2号被保険者(会社員・公務員等)は、勤務先の会社経由で給与天引きも可能です。また、掛金の積立をせずに運用のみを行うことは可能です。それまでに積み立てた資産の引出しは原則60歳までできません。

Q2

掛金は配偶者の所得から
控除できますか？

A 控除することはできません。ご自身の口座から、もしくはご自身の勤め先経由でのみ積立ができます。そのため加入者ご自身の所得からのみ控除できます。

Q3

収入がなくても
節税メリットはありますか？

A 運用時(運用益非課税)と受取時(退職所得控除、公的年金等控除)に節税メリットがあります。

Q4

運用商品を途中で
変更することはできますか？

A 可能です。運用商品を変更する場合、2つの方法があります。

- 配分変更 毎月の掛金で購入する商品やその割合を変更する。
- スイッチング すでに保有している商品を売却し、別の商品を購入する(毎月の掛金で購入する商品に変更されません)。

詳しくは、P8をご確認ください

Q5

運用実績・個人別管理資産額は
どのように確認するのですか？

A 毎年少なくとも1回、個人別管理資産額、運用指示の内容等が通知されます。金融機関によっては、コールセンターやインターネット等で確認することもできます。

Q6

金融機関の変更は可能ですか？

A 変更は可能です。新しく選択する受付金融機関に変更届を提出してください。手続きには時間がかかるため、届け出てすぐに新しい取引ができない場合があります。この点についても確認のうえ手続きしていただく必要があります。金融機関を変更する際は、保有商品を一度売却する必要があります。

Q7

金融機関が破綻した場合、
どのような手続きが必要でしょうか？

A 運営管理機関が破綻した場合、積み立ててきた資産は保全されますが、所定の手続きを行い、新しい運営管理機関に変更いただく必要があります。運用商品提供会社が破綻した場合、年金資産は保全されますが、他の運用商品への変更が必要となります(預金は預金保険制度により、一般の預金と合計して元本1,000万円とその利息まで保護されます)。